



mbs.jp

MBS home > JNN News 1 > Kyoto News >

“ぼったくり”敷金 集団訴訟へ ～ガイドライン無視の高額請求～

2002/07/18 放送



VOICEで何度も取り上げてきた敷金トラブルが、集団訴訟へと動きだそうとしている。賃貸住宅を解約する際、必要以上にリフォーム費用を請求されたケースに対して、大阪の弁護士グループが費用の返還などを求める訴訟の準備を始めた。

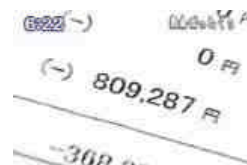
敷金をこえる高額な請求相次ぐ

弁護士や司法書士、さらに不動産業者などおよそ20人が、敷金問題研究会を発足させた。呼びかけ人は、私立大学の入学金・授業料返還訴訟で原告弁護団長をつとめる松丸 正弁護士。



敷金問題研究会

大阪では公的資金の入った特定優良賃貸住宅で、敷金をこえる高額な請求が相次いでいて、借主との間でトラブルになっている。



業者からの請求書

リフォーム費用として敷金と37万円を請求された井上さんは、制度を知らなかったら泣き寝入りするしかないように追い込んでい「業者のやり方は卑劣」と憤る。

また、敷金と15万円を請求された借主は「はよ言えば“ぼったくり”。詐欺にあったような感じた」と訴える。



提訴した井上さん

業者 国のガイドラインを無視

国のガイドラインでは、普通に暮らして生じる汚れやキズは家主の負担となっているのに、これを無視して部屋のリフォーム代を借主に請求するケースが後を絶たない。しかも、業者は契約書とは別に特約をもうけて、正当性を主張

している。



大手業者の「特約」書類

「消費者契約法」で敷金返還求める

しかし、敷金問題研究会では、こうした特約は去年施行された「消費者契約法」を適用すれば無効だと訴えていて、今後、行政に対して指導を求めるとともに、借り主が訴訟へと踏み切れるようアドバイスして敷金の返還を求める一斉提訴を検討している。

呼びかけ人の松丸 正弁護士は「借家人が大きな声をあげれば、必ず短い期間に解決する問題。私大の入学に次ぐ「ぼったくり」の第2弾と考えている」と話す。



呼びかけ人 松丸 正
弁護士

消費者保護の機運高まる

この敷金問題、大学の入学金や授業料の問題につづいての集団訴訟になりそうだ。どちらも消費者に必要以上の負担をさせないという考えが背景にあり、消費者保護の機運が高まりつつあると言えそうだ。

敷金問題研究会では、電話での相談を9月7日に受け付け、その後、個別の相談会を開き集団訴訟へと動き出すことにしている。



広がる敷金トラブル

(2002/07/18 O.A)

> > VOICE TOP

Copyright(c) 2001-2002, Mainichi Broadcasting System, Inc. All Rights Reserved.